

今回で終わりです！ 梅香町と松葉町を中心に 住所が変わります

10月26日
から

町では住所を分かりやすくするため、字名等改正事業を行っています。
今回「梅香町1丁目・2丁目、松葉町1丁目から4丁目、奔渡町1丁目の一部」について、新区域名および新地番の設定作業が終わり、10月26日から新しい住所へと変わります。

新しい住所が通知されます

改正の対象となる地域に住所を持つ人には、新しい住所が通知されます。また土地所有者には新住所と新地番、そして必要な手続きなどを示した説明書類を10月26日の改正施行日前までに送付します。

住所などの変更手続き

戸籍や住民票など町が変更するものと、改正の対象となった皆さんが自分で変更するものがあります。

自動車運転免許証の住所変更など、所有する各種許可証や免許、各年金の住所変更の届け出では、それぞれの関係機関に問い合わせ、変更手続きをしてください。また変更までに期限があるものもあります。表に例示していますが、詳しくは建設課用地籍係にお問い合わせください。

なお住所変更申請などで「字名等改正にかかる証明書」が必要な場合は、新しい住所の通知書と印鑑（法人の場合は登記している印鑑）を持参し、個人の場合は町民課窓口サービス係か湖南地区出張所で、法人の場合は建設課用地籍係で交付を受けてください。交付は無料です。

ただし改正日以降に引っ越しなどで本籍と現住所の変更をした人は「字名等改正」

かかる証明書」は交付されません。また住所変更に関して必要な、町の発行する他の書類（住民票や戸籍の附票など）は有料となります。

留意事項

▼住所の変更手続きは、改正施行日の10月26日から行ってください。
▼字名改正の図面などは、建設課用地籍係窓口や町民課窓口サービス係、湖南地区出張所で閲覧できます。

▼住所変更登記の申請書は、用地地籍係にあります。会社など法人の住所変更登記については、本店や支店を管轄する法務局に問い合わせください。（釧路地方事務局の登記についての問い合わせ／☎0154-3115019）
▼改正施行日以降は、新しい住所を使ってください。また、親せき・知人・友人・取引先などにも、新住所をお知らせください。
●字名等改正についての問い合わせ／用地籍係 ☎内線 278～280

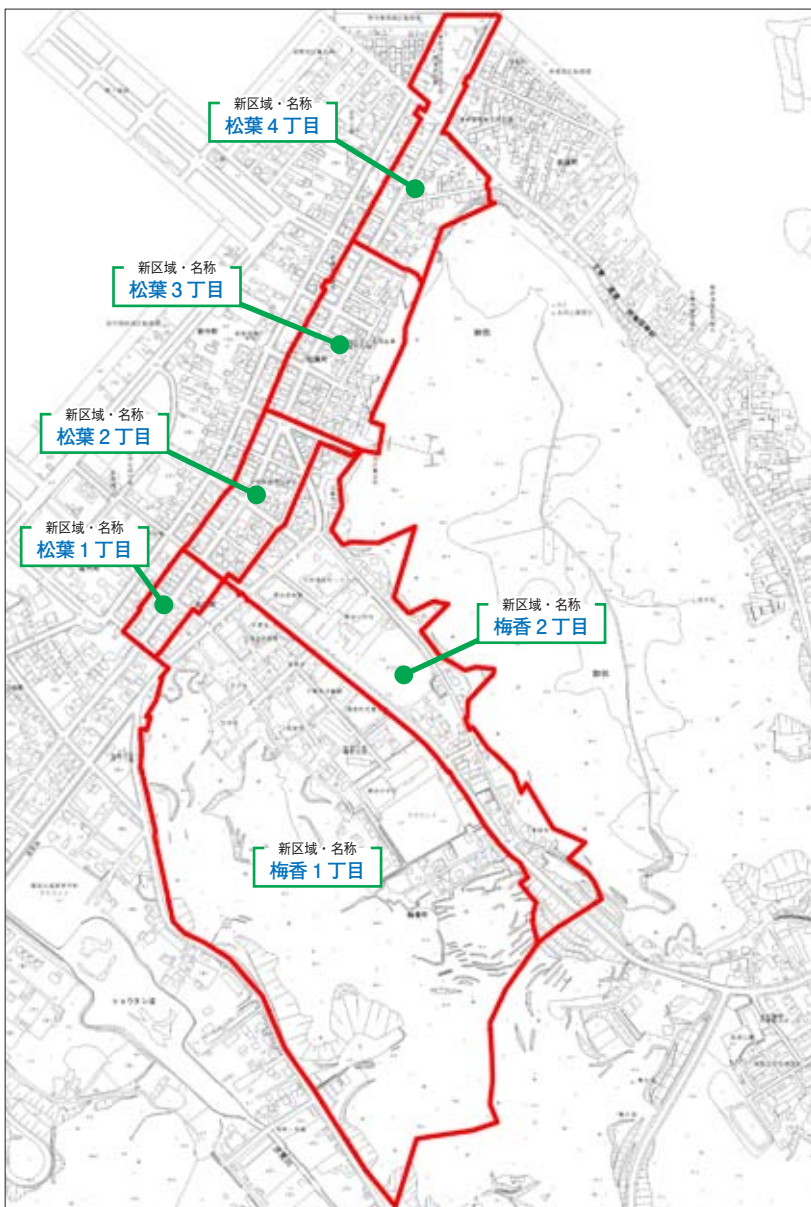
●町が書き換えるもの

公簿名	改正欄	説明
住民基本台帳	住所欄	町が、新しい住所に書き換えます。
印鑑登録票		
外国人登録原票		
学齢簿		
国民健康保険台帳		

●みなさんに手続きをしていただくもの〈例〉

（このようなことは）事項	（だれが）該当者	（どこへ）申請または届出先	（いつまでに）手続きの期間	（なにを持って）提出類など
登記事項（登記簿）の住所欄 土地、建物など	改正実施区域内に現住所を有する人で、改正区域外に土地・建物を所有している人	申請または届出先土地建物などの所在地を管轄する法務局 ☎0154-31-5019	手続きの期間期限はありません。必要ときに。	登記申請書・字名等改正に係る証明書 ○字名等改正に係る証明書（無料）を添付することにより、登録免許税は非課税（無料）になります。 ○法務局では登記申請書に訂正が生じた場合は、印鑑が必要になります。 ○登記事項（登記簿）における所有者および権利者等欄の住所と、改正前の住民登録住所に違いがある場合、住民票も必要です。 （注）抵当権、根抵当権などについて変更登記の必要があるときは、金融機関に相談をしてください。
商業・法人（会社などの法人の本店・支店および代表者などの住所変更登記）	法人の代表者など	本店および支店を管轄する法務局 ☎0154-31-5019	期限はありませんが、できるだけ早い時期に。	

（このようなことは）事項	（だれが）該当者	（どこへ）申請または届出先	（いつまでに）手続きの期間	（なにを持って）提出類など
年金受給権者の住所変更届	国民年金受給者 厚生年金受給者	釧路社会保険事務所 ☎0154-22-0111	すみやかに。	○町民課に備え付けの所定の届出用紙を利用してください。（届け出の相談には年金証書を持参してください。）
	その他の公的年金受給者	各届け出機関（共済組合など）	各届け出機関に問い合わせてください。	



新区域・新名称全体図

平成21年10月26日改正

（注）今回の改正で、御供（松葉地区集会所の付近）の一部については松葉3丁目になり、奔渡町1丁目の一部（町道奔渡町岩の崎通り付近）については松葉4丁目になる予定です。

（注）地図上に字名改正区域として示している線は、図面を縮小して掲載するために、実際の改正区域の線と多少異なる場合があります。

変更例

(旧)
厚岸町梅香町○丁目△番

↓

(新)

■土地表示の場合
厚岸町梅香○丁目△番

■住所に使用する場合
厚岸町梅香○丁目△番地

新しい土地の所在名・地番と住所
字名等改正により所在名と地番が変わることになります。
皆さんの使用している家屋など建物の住所も同時に変わりますので、新しい土地の所在地番の末尾に『地』を付け新住所として使用します。

■町の区域を新たに画するもの

新たな区域（住所、土地の所在地）名称	従来の区域（住所、土地の所在地）名称
まつば 松葉1丁目	松葉町1丁目の一部
まつば 松葉3丁目	松葉町3丁目の一部、若竹町3丁目の一部、御供の一部
まつば 松葉4丁目	松葉町4丁目の一部、若竹町4丁目の一部、奔渡町1丁目の一部
ばいか 梅香1丁目	梅香町1丁目の一部
ばいか 梅香2丁目	梅香町1丁目の一部、梅香町2丁目の一部、御供の一部

■町の名称を変更するもの

新たな名称	従来の名称
まつば 松葉2丁目	松葉町2丁目

■字の区域を廃止するもの

字の名称
松葉町1丁目、松葉町2丁目、松葉町3丁目、松葉町4丁目、梅香町1丁目、梅香町2丁目、若竹町3丁目、若竹町4丁目、奔渡町1丁目